

第29回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成28年11月25日(金) 9時24分～10時31分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

3 出席委員(12人出席)

- ① 新穂 敏憲 ② 坂口 輝美 ③ 冨永 勝志 ④ 石原 千代年
⑤ 堂後 善人 ⑥ 尻無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 平田 修二
⑨ 京田 提樹 ⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

5 議事日程

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第56号 非農地証明願いについて

議案第57号 農用地利用集積計画について

その他(報告等)・・・なし

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)
新坂 謙二 (次長兼管理係長)
榎木 海斗 (管理係)
濱崎 春香 (管理係)

議長 (田嶋 輝男)

定刻より若干早いですがお揃いですので、ただ今から第29回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名であります。議長において、2番坂口 輝美委員、3番 富永 勝志委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第29回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3 諸報告であります。10月27日から28日にかけて、鹿児島県各市農業委員会連絡協議会を本市で開催いたしました。

11月7日には、鹿児島県農業会議の11月定例常設審議委員会に出席いたしました。

11日には、石坂会長代理と松下・富永両分科会長と、農地等利用最適化推進施策の改善意見を市長に提出しました。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところでお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

それでは、議案第53号についてご説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。

農地法第3条の申請は2件であり、所有権移転が2件であります。

なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

また、11月15日に10番委員及び11番委員と事務局で「現地調査」並びに「聞き取り調査」を実施いたしました。

それでは、ご説明させていただきます。

整理番号1 兄弟間の贈与による所有権移転について、地図は、1ページであります。

申請地は、現在不耕作地でありましたが、測量を行ったのち除草等を行い田として利用されるということから、十分な有効利用が図られると考えられる農地でありました。

申請人は、〇〇〇区にお住いの「〇〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在、水稻・甘藷の生産を行い、年間200日程度、農業に従事されております。

申請地は、水稻を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われれます。

次に、整理番号2 親子間の贈与による所有権移転について、地図は、2ページから8ページであります。

申請地は、一部不耕作地が見受けられましたが、今後しっかり耕作を行っていくということから十分な有効利用が図られると考えられる農地でありました。

申請人は、〇区にお住いの「〇〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在、妻と共に水稻及び甘藷の生産を行い、年間150日程度、農業に従事されております。

申請地は、水稻及び甘藷を生産するというものであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終了しました。

次に調査員の報告を求めます。

3番委員 (石坂 委員)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

11月15日に「10番委員」及び「事務局職員」と『現地調査』並びに『聞き取り調査』をいたしました。

申請地は、不耕作地も見受けられましたが、聞き取り調査において、しっかり耕作を行っていくという農業への意欲が確認でき、今後耕作することは確実な農地であると思われます。

なお、農機具の所有や就労日数・耕作面積などに問題はなく、周辺への影響も無く、許可相当であると調査して参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終了しました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

ほかに、質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第5 議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、本件は富永勝志委員の案件であり、議事参与の制限に該当しますので、3番富永勝志委員は、退席をお願いいたします。

(3番富永勝志委員 退席)

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

議案第54号について、説明いたします。

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、1件です。

11月15日、10番委員及び11番委員並びに事務局職員で申請人へ

の聞き取り及び現地調査を行いました。

本件は、倉庫敷地及び貸駐車場への転用です。

地図 9 ページをご覧ください。

申請地の位置は、市役所から北東へ約〇キロメートルのところです。

申請地の農地の区分は、農地の広がりか 10ヘクタール未満のその他の農地であり、第2種農地に該当します。

申請人は、〇〇〇〇区に居住する〇〇〇〇さんです。

申請地は、登記記録上の地目は田ですが、申請地南側の県道阿久根東郷線が建設された際に埋め立てられ畑となっていました。

その後、平成〇〇年に申請地に農業用倉庫及び農業用車両用駐車場を建設し、自らの耕作のために使用されていましたが、現在は、農業用車両用駐車場は別の場所に確保されています。

このたび、申請地近隣の〇〇〇〇業者の従業員用駐車場が不足することから、貸駐車場とするため、あわせて、倉庫についても多目的に使用するため、本件を申請されました。

申請地は、転用後も現状のまま利用されます。

申請地から流出する雨水は、市道側溝に流下されます。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終了しました。

次に調査員の報告を求めます。

5番委員 (松下 委員)

それでは、農地法第4条第1項の規定による許可申請について報告します。

11月15日、11番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

申請地は、西側は申請人が所有し耕作している畑、それ以外は道路に面しておりました。

申請地のうち畑と接する部分については排水路を設置されるため、周辺

農地への悪影響もないと思われます。

また、申請人は、転用目的用地として、周辺の農地以外の土地及び第3種農地の取得を検討されましたが、取得に至らず、申請地以外には適地がないとのことであり、代替地はなく、本件はやむを得ないものであります。

したがいまして、申請地は、許可相当であると考えます。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

それでは、3番富永勝志委員の着席を認めます。

(3番富永勝志委員 着席)

議長 (田嶋 輝男)

日程第6 議案第55号農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

議案第55号について、説明いたします。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、3件です。

11月15日、10番委員及び11番委員並びに事務局職員で申請人への聞き取り及び現地調査を行いました。

それでは整理番号1から御説明いたします。

本件は、駐車場への転用を目的とする贈与による所有権移転です。

地図10ページをご覧ください。

申請地の位置は、市役所三笠支所から北へ約〇.〇キロメートル、〇〇公民館から北へ約〇〇メートルのところ です。

申請地は、農地の広がり が10ヘクタール未満のその他の農地であり、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、〇〇区に居住されている〇〇〇〇さんです。

申請人は、現在、自宅において農業用倉庫付近に自家用車3台を駐車し営農に不便であることから、自家用車駐車場を確保し農作業の利便性を高めるため、本件を申請されました。

申請地は、現在、遊休農地となっていることから、砕石を敷設する造成を行い、駐車場として整備されます。

続きまして、整理番号2について、御説明いたします。

本件は、案内板、造形物及び花壇への転用を目的とする賃貸借による利用権設定です。

地図11ページをご覧ください。

申請地の位置は、市役所から北東へ約〇.〇キロメートルのところ です。

申請地は、農地の広がり が10ヘクタール未満のその他の農地であり、第2種農地に該当します。

す。

11月15日、11番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは、整理番号1から順に報告します。

整理番号1につきまして、申請地は、北側は市道、それ以外は里道に面しておりました。

計画されている駐車場は、砕石が散布されて整地が行われますが、周辺農地への悪影響はないと思われます。

また、申請人は、転用目的用地として、周辺の農地以外の土地及び第3種農地の取得を検討されましたが、取得に至らず、申請地以外には適地がないとのことであり、代替地はなく、本件はやむを得ないものであります。

したがって、本件は、許可相当であると考えます。

続いて、整理番号2につきまして、申請地は、北側及び東側は山林となり非農地化している畑、南側及び西側は市道に面しておりました。

計画されている案内板等は、現状に設置され、周辺への悪影響もないと思われます。

なお、既に工事が行われておりますが、許可なく着手したことについて始末書が添付されており、現在は工事を中断されています。

また、申請人は、転用目的用地として、周辺の農地以外の土地及び第3種農地の取得を検討されましたが、取得に至らず、申請地以外には適地がないとのことであり、代替地はなく、本件はやむを得ないものであります。

したがって、本件は、許可相当であると考えます。

続いて、整理番号3につきまして、申請地は、北側は、遊休農地となっている畑及び駐車場、東側は市道、西側は畑に面しておりました。

計画されている建物は、西側畑に面している石垣は補強し、その天端に合わせて切土され、その内側に排水溝が設置された上で建築されるため、周辺への悪影響もないと思われます。

したがって、申請地は、第3種農地であることから、許可相当であると考えます。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 (京田 提樹)

整理番号2の市道に掛かっている部分があるようですが、どのように整理したらよいのですか。

局長 (谷口 義美)

今、京田委員からの指摘は、市道敷の所も着色されているが、その部分のことと考えますが、その先の白いところもございしますが、登記が出来ていないところも図で示しています。この道路の整備は、県による農道整備ですので、今は、市道に編入されていますが、何カ所かこう言う所が、見受けられ、相続の関係で登記が出来なかったところです。

委員 (京田 提樹)

〇〇〇㎡のうち、〇〇〇㎡と分かっているのに、このままで良いのですか。県に上げた時の理由はどうなりますか。

局長 (谷口 義美)

協議会にしてください。

議長 (田嶋 輝男)

協議会に切替えます。

(~ 協 議 ~) 9 : 4 8 ~ 9 : 5 0

議長 (田嶋 輝男)
本議会に戻します。

議長 (田嶋 輝男)
他に質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。
調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに
決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第7 議案第56号 非農地証明願いについてを議題といたします。
整理番号1については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地
調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地
であります。
また、事務局職員でも再調査をいたしております。
従って、整理番号1については、「荒廃農地の発生・解消状況に関する現
地調査」で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、整理番号1については非農地として証明することに決定いたします。

次に整理番号2についてであります、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると、判断された土地ではありません。

また、事務局職員でも再調査をいたしました。非農地として判断をすることは、1筆を除いては困難と判断した案件であります。

ここで調査員の報告を求めます。

5番委員 (石坂 委員)

非農地証明願いが提出された事件のうち、〇〇〇〇氏の事件のうち3筆について、事務局の調査では判断が困難であったため、11月15日、10番委員及び事務局職員でその3筆の現地調査を行いました。

対象地のうち〇〇〇〇番〇については、土地のほとんどの部分がコンクリートで被覆されており、中心部には平成〇〇年〇月に建立されたとの記載がある記念碑、その記念碑の四方には1本ずつ合計4本の植樹がなされておりました。

この状態は、当委員会が制定している非農地証明等に関する基準による非農地証明を発行できる土地には該当せず、農地法第4条の許可を得る必要のある転用行為に該当すると判断いたしました。

〇〇〇〇番〇及び〇〇〇〇番〇については、作物の作付は確認できず、また、部分的には植樹が数本なされ、北側宅地への通路が設置されているものの、土地全体としては、耕作を行うことができる状態であり、農地性が喪失しているとは言えず、農地法第32条第1項第2号の遊休農地に該当するものであると判断しました。

したがって、本件対象地3筆についての現地調査担当委員は、非農

地証明書の発行の対象ではないと判断しました。

なお、〇〇〇〇番〇については、違反転用事件ではありますが、農地の区分は第2種農地であり、また、周囲の状況から原状回復等を求めるには至らない追認許可の対象となる事件であるため、農地法第4条第1項の規定による許可申請を行うよう指導する必要があると考えます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局からはありませんか。

事務局 (濱崎 春香)

補足してご説明いたします。

配布しております写真をご覧ください。

写真番号①、大川〇〇〇〇番〇につきましては、先ほど11番委員より説明がありましたとおり、違反転用でありました。

写真番号②、大川〇〇〇〇番〇につきましては、数本桜の木を植林されておりましたが、「耕作できない」とは言えない状態の土地であると判断してまいりました。

写真番号③〇〇〇〇番〇につきましても、数本植林がされており、また、耕作に相当であるとは見られない、土の盛り土が見られました。ですが、盛り土につきましては除去を行い農地に復元可能であると思われる土地でありました。

以上の事から総合的に判断を行い、非農地とは見ることのできない土地であると判断してまいりました。

以上です。

議長 (田嶋 輝男)

複雑な案件ですので、協議会に切替えます。

(~ 協 議 ~) 9 : 5 4 ~ 1 0 : 1 4

議長 (田嶋 輝男)

それでは、本会議に戻します。
調査委員及び事務局の報告がありました。
皆様からもそれぞれ意見がございました。
そのほかで質疑ございませんか。

委員 (石原 千代年)

このようなケースは多くなる傾向にあると考えます。いわゆる、限界集落のような大漕区も同じようなことです。これを、このまま放置した方が良いのか、農地として判断するのか、これに似たところがたくさんあります。

議長 (田嶋 輝男)

現時点では、農地として認めざるを得ない状況でありますので、法に照らしたうえで、非農地とはできないが、今後の検討課題として、いろんな例が出てくると考えます。
ほかにございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

それでは、整理番号2について、大川〇〇〇〇番地につきましては、非農地証明をすることに決定し、他の3筆については、非農地証明を発行しない通知をするとともに、違反転用の筆につきましては勧告書を送付することに決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

議長 （田嶋 輝男）

日程第8議案第57号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 （榎木 海斗）

それでは、平成28年農用地利用集積計画書第11号について提案いたします。この議案書の公告年月日は平成28年12月1日となります。

（ 議案資料にて説明 ）

以上、農地銀行活動調査票及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。なお、議案第57号平成28年農用地利用集積計画書第11号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

一点だけですが、中間管理事業には乗せられないのですか。

事務局 （榎木 海斗）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のところは、一部山下の対象地区にもあったのですが、〇〇〇〇〇〇〇の後と言う事で、契約に至っていません。今からでも出来のですが、今の時点ではしないと言う事でありました。今回、基盤法で契約を行いました。出来るようであれば、切り替えていきます。

議長 （田嶋 輝男）

他にございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

事務局からは、ありませんか。

事務局 (新坂 謙二)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

他にございませんか。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10:31